

<p>一 工医療情報及び仮名加工医療情報に関する施策の推進に関する基本的な方向</p> <p>二 国が講ずべき医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する措置に関する事項</p> <p>三 匿名加工医療情報又は仮名加工医療情報の作成に用いる医療情報に係る本人の病歴その他他の本人の心身の状態を理由とする本人又はその子孫その他の個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置に関する事項</p>	<p>一 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報の作成を図るため、情報システムの整備、その普及及び活用の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
---	---

<p>第三章 認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者</p> <p>第一節 認定匿名加工医療情報作成事業者</p> <p>第九条 匿名加工医療情報作成事業を行う者（法人に限る。）は、申請により、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。</p> <p>（認定）</p> <p>2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類その他の主務省令で定める書類を添えて、これを主務大臣に提出しなければならない。</p>	<p>（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者</p>
<p>3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。</p>	<p>（国民の理解の増進）</p> <p>3 医療情報の整理の方法</p> <p>4 医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）の管理の方法</p>

<p>3 主務大臣は、第一項の認定の申請が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。</p> <p>4 申請者が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ この法律その他個人情報の適正な取扱いに関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ロ 第十六条第一項又は第十七条第一項（二）の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p>	<p>（第二節 国の施策）</p> <p>3 内閣総理大臣は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>（規格の適正化）</p>
<p>（国民の理解の増進）</p> <p>3 医療情報の整理の方法</p> <p>4 医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行つた加工の方法に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）の管理の方法</p>	<p>（承継）</p> <p>2 申請者が、医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を取得し、並びに整理し、及び加工して匿名加工医療情報を適確に作成し、及び提供するに足りる能力を有するものとして主務省令で定める基準に適合していること。</p> <p>3 匿名加工医療情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名加工医療情報等の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置が講じられていること。</p>

<p>4 申請者が、前号に規定する匿名加工医療情報等の安全管理のための措置を適確に実施するに足りる能力を有すること。</p> <p>5 前項の規定による規格の整備は、これに関する国際的動向、医療分野の研究開発の進展等に応じて行うものとする。</p> <p>（情報システムの整備）</p>	<p>第十一条 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人に第十九条第一項の認定に係る匿名加工医療情報作成事業（以下「認定匿名加工医療情報作成事業」という。）の全部の譲渡を行つたときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。</p> <p>（承継）</p> <p>2 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が他の認定匿名加工医療情報作成事業者である法人と合併をしたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継した法人は、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>4 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人に認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡を行つた場合において、譲渡人及び譲受けについて主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定によるともに、その旨を公示しなければならない。</p> <p>5 認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人として主務省令で定めるもの</p>
---	--

との合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継する場合において、あらかじめ当該分割について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継した法人は、分割をした法人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

第九条第三項から第五項までの規定は、前三項の認可について準用する。

認定匿名加工医療情報作成事業者である法人は、認定匿名加工医療情報作成事業者でない者は、認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡を行い、認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人と合併をし、又は分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継させる場合において、第四項から第六項までの認可の申請を行って、第四項から第六項までの認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡、合併又は分割の日までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡を行ひ、認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人との合併により消滅することとなり、又は分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継させる場合において、第四項から第六項までの認可をしない旨の処分があつたときは、当該認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡、合併又は分割があつたときは、第九条第一項の認定は、その効力を失うものとし、その清算中若しくは特別清算中の法人若しくは破産手続開始後の法人又は外国の法令上これらに相当する法人は、遅滞なく、当該認定匿名加工医療情報作成事業に関し管理する匿名加工医療情報等を消去しなければならない。

第九条 第十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者

主務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え、その業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（名称の使用制限）

第十五条 認定匿名加工医療情報作成事業者でない者は、認定匿名加工医療情報作成事業者に

よる届出があったときは、第四項から第六項までの認可をしない旨の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定の取消し等）

第十六条 主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者（国内に主たる事務所を有しない法人であつて、外国において匿名加工医療情報等を取り扱う者（以下「外国取扱者」という。）を除く。次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第九条第一項若しくは第十条第一項の認定又は第十一条第四項から第六項までの認可を受けたとき。

二 第九条第三項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなかつたとき。

三 第十条第一項の規定により認定を受けなければならぬ事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 第二十八条第一項の規定に違反して医療情報を提供したとき。

五 第六十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

六 第二十七条第一項又は第五十二条第一項の規定により医療情報の提供を受けた場合は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、認定匿名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取扱つてはならない。

七 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十七条 主務大臣は、第一項の規定により第九条第一項の認定を取り消そうとするときは、あらかじめ個人情報保護委員会に協議しなければならない。

八 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十八条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第二十七条第一項又は第五十二条第一項の規定により医療情報の提供を受けた場合は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、認定匿名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取扱つてはならない。

九 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十九条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる医療情報を取り扱うことができるようにするために必要なものとして主務省令で定める基準に従い、当該医療情報を加工しなければならない。

その者の事務所その他の事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させようとした場合において、その報告がされず、若しくは虚偽の報告がされ、又はその検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、若しくはその質問に対しても答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。

四 第三項の規定による費用の負担をしないとばかりならない。

第五条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第六条 主務大臣は、第三項若しくは第八項の規定において、あらかじめ当該合併について主務省令で定めるところにより主務大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、合併により消滅した法人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継する場合において、あらかじめ当該分割について主務省令で定めるところにより認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継した法人は、分割をした法人のこの法律の規定による認定匿名加工医療情報作成事業者としての地位を承継する。

第九条第三項から第五項までの規定は、前三項の認可について準用する。

認定匿名加工医療情報作成事業者である法人は、認定匿名加工医療情報作成事業者でない者は、認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡を行ひ、認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人と合併をし、又は分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継させる場合において、第四項から第六項までの認可の申請を行って、第四項から第六項までの認可を受けたときは、主務省令で定めるところにより、その認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡、合併又は分割の日までに、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

認定匿名加工医療情報作成事業者である法人が認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡を行ひ、認定匿名加工医療情報作成事業者でない法人との合併により消滅することとなり、又は分割により認定匿名加工医療情報作成事業の全部を承継させる場合において、第四項から第六項までの認可をしない旨の処分があつたときは、当該認定匿名加工医療情報作成事業の全部の譲渡、合併又は分割があつたときは、第九条第一項の認定は、その効力を失うものとし、その清算中若しくは特別清算中の法人若しくは破産手続開始後の法人又は外国の法令上これらに相当する法人は、遅滞なく、当該認定匿名加工医療情報等を消去しなければならない。

その清算中若しくは特別清算中の法人若しくは破産手続開始後の法人又は外国の法令上これらに相当する法人は、遅滞なく、当該認定匿名加工医療情報等を消去しなければならない。

（帳簿）

第十四条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、主務省令で定めるところにより、帳簿（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における該電磁的記録を含む。以下同じ。）を備え、その業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（名称の使用制限）

第十五条 認定匿名加工医療情報作成事業者でない者は、認定匿名加工医療情報作成事業者に

よる届出があったときは、第四項から第六項までの認可をしない旨の処分をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（認定の取消し等）

第十六条 主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者（国内に主たる事務所を有しない法人であつて、外国において匿名加工医療情報等を取り扱う者（以下「外国取扱者」という。）を除く。次項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条第一項の認定を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第九条第一項若しくは第十条第一項の認定又は第十一条第四項から第六項までの認可を受けたとき。

二 第九条第三項各号のいずれかに掲げる基準に適合しなかつたとき。

三 第十条第一項の規定により認定を受けなければならぬ事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 第二十八条第一項の規定により認定を受けなければならぬ事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

五 第六十一条第一項の規定による命令に違反したとき。

六 第二十七条第一項又は第五十二条第一項の規定により医療情報の提供を受けた場合は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、認定匿名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取扱つてはならない。

第七条 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十八条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、第二十七条第一項又は第五十二条第一項の規定により医療情報の提供を受けた場合は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために提供されたものであるという趣旨に反することのないよう、認定匿名加工医療情報作成事業の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取扱つてはならない。

八 第二節 匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制

第十九条 認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる医療情報を取り扱うことができるようにするために必要なものとして主務省令で定める基準に従い、当該医療情報を加工しなければならない。

名加工医療情報利用者」という。は、連結可能匿名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第十九条第一項若しくは第十七条第一項の規定により行われた加工の方法その他の連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該可能匿名加工医療情報を他の情報と

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

二 一 法令に基づく場合

救援その他非常

5 まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
個人情報の保護に関する法律第四十一条第一項の規定は認定仮名加工医療情報作成事業者が

名加工医療情報等」という。の取扱いの全部又は一部を委託することができる。

当該連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは第十九条第一項若しくは第四十七条第一項の規定により行われた加工の方法その他の連結可能匿名加工医療情報の作成に用いられた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該連結可能匿名加工医療情報を他の情報と組み立てること。

二 法令に基づく場合
二 一 人命の救助、災害の救援その他非常の事態
への対応のため緊急の必要がある場合
(仮名加工医療情報の作成等)

第三十五条 認定仮名加工医療情報作成事業者等は、仮名加工医療情報を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするため必要なものとして、
（略）

前項の規定により仮名加工医療情報等の取扱いの全部又は一部の委託を受けた認定医療情報等取扱受託事業者は、当該仮名加工医療情報等の取扱いの委託をした認定仮名加工医療情報報成事業者の許諾を得た場合であつて、かつ、認定医療情報等取扱受託事業者に對してするに限り、その全部又は一部の再委託をすることができる。

第四章 認定仮名加工医療情報作成事業者及び認定仮名加工医療情報利用事業者
第一節 認定仮名加工医療情報作成事業者及び仮名加工医療情報等の取扱いに関する規制

(認定)

第三十三条 仮名加工医療情報作成事業を行う者は、申請により、仮名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行なうことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けなければならない。

(利用目的による制限)

第三十四条 前条の認定を受けた者は（以下「認定仮名加工医療情報作成事業者」という。）は、当該医療情報が医療分野の研究開発に資するために掲げられたものであるという趣旨に反することとのないよう、前条の認定に係る仮名加工医療情報作成事業（以下「認定仮名加工医療情報作成事業」という。）の目的の達成に必要な範囲を超えて当該医療情報を取り扱ってはならない。

に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第六項その他の主務省令で定める法律の規定による調査（外国の法令上これに相当する調査を含む。）を受けた場合において、当該調査に回答するために必要なときは、この限りでない。

4 認定仮名加工医療情報作成事業者は、認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、電話を送達され、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便（第四十二条第三項及び第四十八条第四項において「信書便」という。）により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報報知機理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるもの。をいう。第四十二条第三項及び第四十八条第四項において同じ。）を用いて送信し、又は住居場所を訪問するため、当該仮名加工医療情報に全く

情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 第四十条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って仮名加工医療情報が提供される場合

二 認定仮名加工医療情報作成事業者が次条第一項の規定により仮名加工医療情報の取扱いの全部又は一部を委託することに伴つて当該仮名加工医療情報が提供される場合

(委託)

第三十七条 認定仮名加工医療情報作成事業者は、第四十六条第一項に規定する認定医療情報等取扱受託事業者(以下この条において「認定医療情報等取扱受託事業者」という。)に対して、認定仮名加工医療情報作成事業に限り、認定仮名加工医療情報作成事業に関し管理する医療情報、仮名加工医療情報報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第三十五条第一項又は第四十条第一項の規定により行った加工の方法に関する情報並びに仮名加工医療情報(以下「仮

2 前項の規定により医療情報の提供を受けた認定仮名加工医療情報作成事業者は、第五十七条第一項の規定により医療情報の提供を受けた認定仮名加工医療情報作成事業者とみなして、前項の規定を適用する。

(医療情報の第三者提供の制限)

第三十九条 認定仮名加工医療情報作成事業者は、前条第一項の規定により提供する場合及び次に掲げる場合を除くほか、同項又は第五十七条第一項の規定により提供された医療情報を第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合

次に掲げる場合において、当該医療情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一 次条において準用する第十一条第一項、第二項又は第四項から第六項までの規定による事業譲渡その他の事由による事業の承継について医療情報が提供される場合

第四号	第十六条第一項第二十八条第一項	第三十六条第一項
第五号	第十六條第一項第六十一条第一項第六十二条第一項	二項の規定に違反して仮名を提供し、又は第三十九条
第六号	第十七條第一項同条第一項	第一項
第七号	第十六條第一項第六十一条第一項第六十二条第一項	二項
第八号	第十七條第一項同条第二項	第一項

(認定) 第四十二条 認定仮名加工医療情報作成事業者から第三十五条第一項又は第四十八条第一項の規定により作成された仮名加工医療情報の提供を受け、当該仮名加工医療情報を利用して医療分野の研究開発を行う事業を行おうとする者(法人に限る。)は、申請により、当該事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。(提供仮名加工医療情報の利用目的による制限等)

2 認定仮名加工医療情報利用事業者は、提供仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該提供仮名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該医療情報から削除された記述等若しくは個人識別符等若しくは第三十五条第一項若しくは第四十八条第一項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該提供仮名加工医療情報を他の情報と照合してはならない。

3 認定仮名加工医療情報利用事業者は、提供仮名加工医療情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するため

に、当該提供仮名加工医療情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

個人情報の保護に関する法律第二十六条、第三十二条から第三十九条まで、第四十一条第二項から第九項まで及び第四十二条の規定は、認定仮名加工医療情報利用事業者が提供仮名加工医療情報を取り扱う場合について、適用しない。

(提供仮名加工医療情報の第三者提供の制限)

第四十三条 認定仮名加工医療情報利用事業者は、次に掲げる場合を除くほか、提供仮名加工医療情報を第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第一項の規定による司須に規定する医薬品の製造販売

第九条第一号	第九条第二号	第九条第三号	第九条第四号	第九条第五号
医療情報の整理	医療情報、匿名加工	医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行った加工の方に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）	医療情報、匿名加工	医療情報、匿名加工医療情報の作成に用いた医療情報から削除した記述等及び個人識別符号、第十九条第一項又は第四十七条第一項の規定により行った加工の方に関する情報並びに匿名加工医療情報（以下「匿名加工医療情報等」という。）
う。）	う。）	う。）	う。）	う。）
「認定匿名加工医療情報作成事業」とい	「認定匿名加工医療情報作成事業」とい	「認定匿名加工医療情報作成事業」（以下この条、次条第一項及び第二十三条における「認定匿名加工医療情報利	「認定匿名加工医療情報利	「認定匿名加工医療情報利

その者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
主務大臣は、第一項から第四項まで若しくは前三項の規定による命令又は第五項において読み替えて準用する第一項から第四項までの規定による請求をしようとするときは、あらかじめ、個人情報保護委員会に協議しなければならない。

第八章 雜則

(連絡及び協力)

第六十二条 主務大臣及び個人情報保護委員会は、この法律の施行に当たつては、医療情報等の適正な取扱いに関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。(主務大臣等)

第六十三条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

3 主務大臣は、主務省令を定め、又は変更しようとするとときは、あらかじめ、個人情報保護委員会に協議しなければならない。(地方公共団体が処理する事務)

第六十四条 第五十九条第一項に規定する主務大臣の権限に属する事務(医療情報取扱事業者に係るものに限る)は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長が行うこととすることができる。(権限の委任)

第六十五条 この法律に規定する主務大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。(主務省令への委任)

この法律に定めるものほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、主務省令で定める。(経過措置)

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができること。

第九章 罰則

第六十八条 認定匿名加工医療情報作成事業者、認定仮名加工医療情報作成事業者、認定医療情報作成事業者又は認定医療

情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、正当な理由がないのに、その業務に関して取り扱った個人の秘密に属する事項が記録された医療情報データベース等(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを作成する)を提供したときは、二年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十九条 認定匿名加工医療情報作成事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た匿名加工医療情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 認定仮名加工医療情報利用事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た仮名加工医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 認定仮名加工医療情報作成事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た提供仮名加工医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 認定仮名加工医療情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

7 認定仮名加工医療情報等を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

8 認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た提供仮名加工医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

9 認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

10 認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

11 認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た提供仮名加工医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

12 認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

13 認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た提供仮名加工医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

14 認定医療情報等取扱受託事業者の役員若しくは従業者又はこれらであった者が、その業務に関して知り得た医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 第十条第一項の規定に違反して第九条第二項第一号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。

1 第十条第三項、第十一项第三項若しくは第九条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。

2 第十条第三項、第十一项第三項若しくは第九条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

3 第十四条において準用する第十条第一項の規定に違反して第四十四条において準用する第九条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

4 第十四条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

5 第十五条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第四号に掲げる事項を変更したとき。

6 第十六条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第五号に掲げる事項を変更したとき。

7 第十七条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第六号に掲げる事項を変更したとき。

8 第十八条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第七号に掲げる事項を変更したとき。

9 第十九条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第八号に掲げる事項を変更したとき。

10 第二十条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第九号に掲げる事項を変更したとき。

11 第二十一条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第十号に掲げる事項を変更したとき。

12 第二十二条において準用する第二十一条の規定に違反して連結可能匿名加工医療情報の利用に関して知り得た連結可能匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的を利用したとき。

13 第二十四条において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報作成事業者に関して知り得た仮名加工医療情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑若しくは一百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

14 第四十四条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十四条において準用する第十四条第一項において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報作成事業者をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的を利用したとき。

15 第四十五条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十五条において準用する第十五条第一項において準用する認定仮名加工医療情報利用事業者に関して知り得た提供仮名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的を利用したとき。

16 第四十六条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十六条において準用する第十六条第一項において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

17 第四十七条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十七条において準用する第十七条第一項において準用する認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

18 第四十八条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十八条において準用する第十八条第一項において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

1 第十条第三項、第十一项第三項若しくは第九条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

2 第十条第三項、第十一项第三項若しくは第九条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

3 第十四条において準用する第十条第一項の規定に違反して第四十四条において準用する第九条第二項第二号、第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

4 第十四条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更したとき。

5 第十五条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第五号に掲げる事項を変更したとき。

6 第十六条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第六号に掲げる事項を変更したとき。

7 第十七条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第七号に掲げる事項を変更したとき。

8 第十八条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第八号に掲げる事項を変更したとき。

9 第十九条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第九号に掲げる事項を変更したとき。

10 第二十条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第十号に掲げる事項を変更したとき。

11 第二十一条において準用する第十条第一項の規定に違反して第五十一条において準用する第九条第二項第十一号に掲げる事項を変更したとき。

12 第二十二条において準用する第二十一条の規定に違反して連結可能匿名加工医療情報の利用に関して知り得た連結可能匿名加工医療情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的を利用したとき。

13 第二十四条において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

14 第四十五条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十五条において準用する第十六条第一項において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

15 第四十六条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十六条において準用する第十七条第一項において準用する認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

16 第四十七条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十七条において準用する第十八条第一項において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

17 第四十八条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十八条において準用する第十八条第一項において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

18 第四十九条において準用する第二十三条の規定に違反して、第四十九条において準用する第十九条第一項において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

19 第五十条において準用する第二十三条の規定に違反して、第五十条において準用する第二十三条の規定に違反して、認定仮名加工医療情報等取扱受託事業者の利用したとき。

第五十三条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第
四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。(第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第二百一十一号)第三十五条の改正規定(「条例を含む。」)を削る部分に限る。)を除く。)第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定(公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)
第七十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるもの(ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。)
附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)
(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定(公布の日から施行する。(準備行為))

附 則 (令和五年五月二六日法律第三五号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 政府は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律(以下「新法」という。)

第五条の規定の例により、基本方針の変更及びその公表をすることができる。この場合において、当該基本方針の変更及びその公表は、この法律の施行の日以後は、それぞれ同条第五項の

規定による基本方針の変更及び同項において準用する同条第四項の規定による公表とみなす。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に認定仮名加工医療情報作成事業者若しくは認定仮名加工医療情報利用事業者という名称又はこれらと紛らわしい名称を使用している者については、新法第四十条において準用する新法第十五条又は新法第四十四条において準用する新法第十五条の規定は、この法律の施行後六ヶ月間は、適用しない。

(拘禁刑に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間ににおける新法第六十九条第二項から第四項まで及び第七十二条の規定の適用については、これらの規定中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。